

○令和8年度 応用研究（下水道）公募（新規）に係る Q&A 一覧表

No	質問 (Q)		回答 (A)
1	代表機関の役割について	代表機関の具体的な役割として、事務局との連絡・事務手続き、各進捗報告会での報告書作成および発表等が想定されるが、代表機関が窓口となることを前提に、研究分担者が事務手続きや報告会へ代理参加することは可能か。	御認識のとおり、代表研究者は本応用研究（委託研究契約）業務を進めるにあたり、窓口となり、実施要領で規定するような主要な打合せ等には参加することとしますが、事務手続き等の業務を共同研究者で分担することは可能です。
2	様式-5「研究履歴」の記載内容について	様式-5「研究履歴」の「7. 他の競争的資金制度、補助金等からの助成の有無」について、次の理解で相違ないか。 ・現在進行中および応募中の研究内容のみ記入する。 ・過去に代表又は分担して実施した競争的研究費については「6. 研究成果」に記入する。	「7. 他の競争的資金制度、補助金等からの助成の有無」については、同時期であるか否かに係わらず、同一の技術で複数の補助金等の受給を防ぐための確認項目であり、過去に助成を受けた補助金等がある場合は、記載願います。
3	公募実施要領（下水道施設または管路のメンテナンスの高度化・メンテナンスの向上に資する技術）	「趣旨」に「本事業では、この中で「目視調査」、「目視調査との組み合わせ技術」、「センシング・モニタリング」について、応用研究を行います。」とあるが、「目視調査」、「目視調査との組み合わせ技術」、「センシング・モニタリング」のいずれか（もしくは、このなかの複数）のテーマでの提案という理解で良いか。 また、趣旨では管路に関して非常に詳細に書かれているが、タイトルの通り「下水道施設」、「管路」のいずれかに資する技術の提案と理解して良いか。	「目視調査」、「目視調査との組み合わせ技術」、「センシング・モニタリング」、「薬剤の吹きつけなどにより腐食の進行を遅らせる技術や硫化水素の発生源対策」、「管内の水位低下」に資する技術のいずれか、もしくは、このなかの複数の技術提案の応募とします。 テーマに記載されているとおり、「下水道施設」と「(下水道) 管路」の技術提案とします。
4	公募実施要領	事業提案に係る費用に関するルールについて、教示頂きたい。	「応募書類様式」様式-4（参考資料）委託研究処理科目区分表を御参照願います。

No	質問 (Q)		回答 (A)
5	成果品について	公募実施要領においては「成果品」と記載がある一方、共同研究協定書においては「成果品等」と記載があり、成果品として納める対象範囲が広がっているが、共同研究体協定書の「成果品等」とは具体的に何を指すのか教示願いたい。	「成果品等」とは、公募実施要領に示す成果品類の他、本事業を実施して得た実験データ、解析結果、試作品、マニュアル、ソフトウェア等を指します。
6	共同研究協定書について	別添資料2で共同研究協定書例が示されているが、共同体の裁量で内容を修正することは可能か。	共同研究協定書は例であり、共同研究体の裁量で内容を修正することは可能です。
7	必要経費概算について	人件費について、算出の指標とすべき単価などあるか。	国土交通省が公表している「設計業務等標準積算基準」、「設計業務委託等技術者単価」を参照ください。
8		消耗品費について、備品に使用する脱臭用活性炭やフィルター、ガスケット等は消耗品として計上可能か。 消耗品の定義について、教示願いたい。	計上可能である。 消耗品は、文具、材料、機器具等に区分して計上します。また、金額・数量及び研究計画における研究項目毎との関係が分かる資料を添付してください。
9	参加資格要件について	民間研究機関（研究部門を保有している機関）について、ドローンサービス企業である弊社が代表研究体、総合建設コンサルタント企業（研究部保有）の2社を共同研究体に加えて応募する場合、我々の共同研究体は参加資格を保有すると考えて良いか。	参加資格を保有します。
10	委託研究費の計上について	水質や汚泥の分析等の外注分析費は計上できるか 計上できる場合、雑役務費と再委託費のどちらか。	再委託費として計上が可能です。

No	質問 (Q)		回答 (A)
11	提出する添付書類について	添付書類について、原本データと PDF データの提出を求めているが、原本データが PDF の場合、PDF データの提出は不要か。	原本データが PDF の場合は、PDF データの提出は不要です。
12	参加資格要件について	<p>「国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこととします。」とありますが、指名停止を受けている期間中が発生するのは、以下のどちらに該当するか。</p> <p>①応募締切時点 (2/18) ②審査日時点 (3 月上中旬頃) ③審査結果公表時点 (3 月末頃) ④契約日時点 (7 月頃)</p>	応募締切期限に指名停止期間中の応募者の応募書類は審査対象といたしません。